

徳島県告示第百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から同年八月十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社タイム	岡山市北区下中野四六五番地の四	吉原 重治

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ北島中央店A敷地

所在地 板野郡北島町中村字福神一三番地一ほか

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

(一) 出入口の数

七箇所

(二) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

変更後

(一) 出入口の数

八箇所

(二) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

4 変更年月日

令和六年十二月三日

二 届出年月日

令和六年四月二日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課

2 縦覧の期間 令和六年四月十九日から同年八月十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課において公告の日から一月間縦覧に供する。